

苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、苫小牧市が持家住宅の耐震化、リフォーム等に必要な資金を金融機関から融資を受ける市民に支援するため、利子補給を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の額)

第2条 この要綱に基づく利子補給の額は、返済残高に対する利子を、年率1.5パーセント(融資利率が年率1.5パーセントに満たない場合はその率)で計算した額とする。

(融資対象者)

第3条 この要綱による利子補給を受けられる融資(以下「利子補給融資」という。)を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市民であって、自ら所有し、居住する住宅(マンションの住戸部分及び併用住宅の住戸部分を含む。)に次条に掲げる工事を行う者
- (2) 申込時の年齢が満20歳以上で金融機関を利用する者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 金融機関の指定する保証機関を利用することができる者
- (5) この利子補給融資を受けたことがない者
- (6) この利子補給融資を実行するために必要な個人情報を、金融機関と苫小牧市が共有することに同意できる者

(融資対象工事)

第4条 利子補給融資を受けることができる工事は次に掲げる工事(可動式等簡単に取り外しできる設備等を設ける工事は除く。)で未着工のものとする。

- (1) 増築工事及び改築工事
- (2) 耐震改修・補強工事
- (3) 屋根、外壁、室内などの修繕、模様替え工事
- (4) 高齢者等が快適な生活をするための設備を設ける工事
- (5) 給排水、衛生、暖房、厨房設備の修繕、改修工事
- (6) 電化設備工事(電気暖房、電気温水器、IHヒーター等)
- (7) 太陽光発電システム設置工事
- (8) 敷地内のロードヒーティング工事、外構工事、造園工事
- (9) その他市長が認める工事

(融資条件)

第5条 利子補給融資の条件は次のとおりとする。

- (1) 融資利率は、金融機関と利子補給融資を受ける者との間において契約する

利率によるものとする。

- (2) 融資の限度額は、650万円（耐震改修・補強工事を含まない場合は500万円）とする。
- (3) 償還期間は、融資の日の属する月の末日から10年以内とする。
- (4) 償還方法は、毎月償還とし、元金均等又は元利均等のうち金融機関の定める償還方法とする。
- (5) 前2号の規定は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」等により、住宅リフォーム資金借入者から債務弁済に係る負担軽減の申込みがあった場合については、この限りでない。

ただし、償還期間は、融資の日の属する月の末日から15年以内とする。

- (6) 工事の請負業者は、当該住宅の新築時の請負業者又は市内に事務所などを置く会社法人若しくは個人事業者でなければならない。
- (7) その他金融機関の定める条件。

(融資の申込み)

第6条 利子補給融資を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長及び金融機関に申し込まなければならない。

(受付期間)

第7条 利子補給融資の受付期間は、平成21年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし各年度の受付期間中に申込み額が当該年度の予算額に達したときは、受付を締め切るものとする。

(融資時期)

第8条 融資の時期は、苫小牧市長が発行した「工事完了審査に関する通知書」が金融機関に届いた後とする。

(相談業務)

第9条 この利子補給融資に関する相談業務は、次において行う。

- (1) 苫小牧市(都市建設部建築指導課)
- (2) 次条に規定する金融機関

(取扱金融機関)

第10条 この利子補給融資を取り扱う金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 苫小牧信用金庫
- (2) とまこまい広域農業協同組合
- (3) 北央信用組合
- (4) 株式会社北洋銀行
- (5) 株式会社北陸銀行
- (6) 株式会社北海道銀行
- (7) 北海道労働金庫
- (8) 室蘭信用金庫

(雑則)

第 1 1 条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 2 年 2 月 2 3 日から一部改正する。

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から一部改正する。

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から一部改正する。